

令和6年11月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年11月5日(火) 午後1時30分から午後2時7分

2. 開催場所 庁舎2-6会議室

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 江里口勇
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第4条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆 副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	それでは、ただいまから始めさせていただきたいと思います。 本日は令和6年11月の農業委員会のほうに御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして、江里口会長のほうから御挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日はお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 稲の刈り取りが終了しまして、そして、今は飼料米の刈り取りが昨日ぐらいから始まっていると思います。農協関係のほうでは、米の集荷が昨年より2割ぐらい少ないということでございまして、やはり米が足りないという騒動の中で店頭で買い占める業者さんもおられまして、幾らかなりとも高く売ったほうが生産者は助かるわけでございます。 社会のほうにおいては、アメリカ大統領が今日あしたに決定するというようなことでございますので、世界の情勢も大統領で大分変わっていくのじゃないかと思えます。 今日は第1号議案から第4号議案までございますので、皆様方の御協力によりましてスムーズに進行させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。 本日は委員の皆さん全員出席でございますので、在任委員の過半数以上の出席があります。小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議 長	それでは、議事に入りますけれども、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和6年11月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 7番江頭委員、8番釘本委員をお願いをいたします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。 それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。
事務局	申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料のほうが1ページから9ページ目までとなります。 (第1号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましてですが、牛津町高柳にあります農地で、転用目的は世帯分離をするために住宅を建設したいとのことです。 被害防除対策ですけれども、造成はされずに現況のまま利用をされます。雨水については北側水路へ排水されることになっており、生活雑排水は合併浄化槽で浄化

	の上、同じく北側水路のほうへ排水されます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第1種農地で、既存の施設の拡張に該当すると判断しておりますので、許可し得ると考えております。 説明は以上です。
議 長	この案件については9番大屋委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
9 番	事前調査について報告いたします。 申請者、申請農地、転用目的は事務局から説明のとおりです。 調査事項について報告します。 イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。 ロ、計画面積の検討について、土地利用計画などにより適当であると判断できます。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく進められることは確実であります。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、申請地は造成されずに現状のまま利用されますが、周辺の農地への影響はありません。また、雨水については集水して北側水路へ排水されます。生活排水は合併浄化槽で浄化し、同じく水路へ排水されます。 ホ、その他特記事項について、令和6年10月25日に現地確認済みです。 以上です。 令和6年11月5日、小城市農業委員会、農業委員、大屋博幸。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
議 長	次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料のほうが10ページから16ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) 案件の場所についてですが、小城町岩蔵にある工場団地の祇園川を挟んだところにある農地でありまして、目的としては住宅の敷地と農業用物置の設置となっております。 資料のほうの15ページを御覧ください。 住宅が建てられておりますところの北東の部分に農地が3筆ありまして、そのうち2筆が申請人所有、〇〇さん所有の農地となっておりますけれども、そこに住宅がかかったように建てられておりまして、追認申請をされているところです。それが4条申請の分です。残り1筆の分が譲渡人、〇〇さんの所有の農地で、そこに農業用物置を建てたいということで新規申請をされているところであります。

議 長 1 2 番	被害防除対策ですけれども、造成はされずに現状のまま使用されます。排水計画ですが、雨水については集水して申請地北側にある自己所有の農地へ排水されます。生活雑排水については、現状どおり使用されておりまして、特に変更はありません。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第1種農地で、既存の施設の拡張に該当すると判断いたしましたので、許可し得ると考えております。 説明は以上です。 この案件については12番江里口勇委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項について報告します。 譲渡人は事務局が言われた〇〇〇さんですね。それと、譲受人が〇〇〇〇さんです。申請地は岩蔵の西谷十四角の〇〇〇〇番ほか2筆でございます。地目は田でございますけど、面積等については5条申請が28平米でございます。4条申請が81平米で、合わせて109平米でございます。転用目的は住宅敷地及び農業用物置でございます。 事前調査について御説明いたします。 申請目的及び位置の検討でございますけど、住宅敷地については事後申請であるが、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。また、物置の設置についてですけど、申請地を選定した理由は適当であります。 計画面積の検討について、住宅敷地については事後申請であるが、利用計画図などにより適当であると判断できます。また、物置については利用計画図などにより適当であると判断できます。 実現確実性の判定についてでございますけど、早急に転用する必要があると認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。 被害防除施設・用排水の検討については、雨水、生活排水は適切に排水されており、周辺の農地への影響は少なく適当であると判断できます。 その他の特記事項でございますけど、令和6年10月25日に現地確認済みであります。
議 長	以上で報告を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。 初めに、利用権設定について、申請番号1から申請番号33まで一括して事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3ページから11ページまでを御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が53筆、利用権の再設定が61筆、合計で114筆、総面積は23万5,203.91平米でございます。

議 長	今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、農用地の全てを効率的に利用して耕作などを行うと認められること、また、耕作などの事業に必要な農作業に常時従事していると認められることの要件を満たしていると判断しております。 説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号33までについては原案のとおり承認することに決定しました。 続いて、所有権移転ついてを議題とします。 申請番号601について事務局から議案の説明をお願いしますが、中村委員は利害関係人となりますので、一時退席をお願いします。
事務局	(3番 中村委員 退室) 議案書は12ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転のほうについて説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は9件でございます。 まず、申請番号601について説明をいたします。 申請番号601、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号601は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	中村委員は席に戻ってください。 (3番 中村委員 入室) 次に、申請番号602について事務局から説明をお願いします。 申請番号602について説明をいたします。 申請番号602、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号602は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号603について事務局から説明をお願いします。

事務局	申請番号６０３について説明をいたします。 申請番号６０３、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。） 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０３について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０３は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０４について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０４について説明いたします。 申請番号６０４、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０４について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０４は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０５について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０５について説明いたします。 申請番号６０５、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０５について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０５は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０６について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０６について説明をいたします。 申請番号６０６、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０６について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）

事務局	全員賛成ですので、申請番号606は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号607について事務局から説明をお願いします。 申請番号607について説明をします。 申請番号607、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 申請番号607につきましては、あっせん委員の8番釘本委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
8 番	〇〇さんのあっせん経過の報告をいたします。 令和6年5月8日、委員会にてあっせん委員に指名され、申出農地の情報などを聞きました。
議 長	5月24日、売人、〇〇〇〇さんに電話連絡し、今まで小作をされていた〇〇〇さんという方が購入を検討しているということで〇〇さんから聞き、その相談を〇〇〇さんに電話し、購入の意思を確認することにしました。 5月27日、〇〇〇さん宅を訪問しました。それで、お話を聞き、本人〇〇さんは10アール当たり〇〇万円だったら購入するということをお話され、その旨、〇〇さんに連絡をして、〇〇さんはちょっと考えるということになりました。 5月28日、〇〇さんに電話しました。私の自宅のほうに〇〇さんが来るということで、私の自宅で話し合いをし、〇〇さんの希望農地の価格なども話され、もう一回検討するということになりました。 そして、5月29日に〇〇さんから電話があって、10アール当たり〇〇万円で売りたいということで一応決まりました。その旨、〇〇さんに電話して、5月29日、10アール当たり〇〇万円で購入すると決められました。その日に農業委員会を訪問し、あっせん申出農地のあっせんが成立したことを報告しました。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号607について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号607は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号608について事務局から説明をお願いします。 申請番号608について説明をいたします。 申請番号608、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 次に、申請番号608につきましては、あっせん委員の3番中村委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
3 番	あっせん経過報告をいたします。 令和6年6月5日、6月の定例会においてあっせん委員に指名されました。 8月7日、所有者のうち、姉の〇〇さんへ電話して売渡し希望の確認を取り、三日月町の相場が〇〇万円から〇〇〇万円ということでそれを伝えて、妹さんと相談して希望価格を決めたいということでしたので、後日連絡するというので連絡

議 長	を待つことにしました。 8月11日、〇〇さんより電話があり、妹さんと検討し、〇〇万円にて売りたいとのことでした。 21日、耕作者の〇〇さんを訪ねるも、本人留守だったため、その旨を事務員さんにお話しして、連絡をいただくようお願いして帰りました。 8月22日早朝、電話連絡があり、希望価格を伝え、その金額にて購入してよいという返事をいただきました。 同じく8月22日、地権者の〇〇さんへ〇〇さんより〇〇万円にて購入してもよい返事をもらい、あっせんが成立したことを伝え、今後のことについては事務局より連絡がある旨を伝えて、あっせんを終了させました。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号608について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号608は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号609について事務局から説明をお願いします。 申請番号609について説明いたします。 申請番号609、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上です。
議 長	申請番号609につきましては、あっせん委員の3番中村委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
3 番	あっせん経過報告をいたします。 令和6年8月5日、8月定例会においてあっせん委員に指名されました。 8月7日、地主の〇〇〇〇さん、これは高齢のために息子の〇〇さんに電話をして条件等を確認いたしました。三日月町の平均単価〇〇万円から〇〇〇万円をということで希望価格を調整するも、相手の意向に任せるということでありました。 8月8日、現在耕作してある〇〇〇〇さんに電話して購入の意思を確認したところ、購入してもよいとの返事をいただきました。単価については、町の平均単価が〇〇万円から〇〇〇万円ということで、1,739平米の田んぼを、ちょっと手狭でもありますので〇〇万円、3,073平米を〇〇万円で購入してもよいという返事をいただきました。 同じく8日の日に〇〇さんへ電話にて、〇〇さんが上記の条件で購入してくれることを伝え、これにてあっせんは成立し、今後の日程については事務局より連絡がある旨を伝えて、あっせんを終了させました。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号609について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号609は原案のとおり承認することに決定しまし
議 長	

事務局	た。 次に、第４号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は１４ページになります。 第４号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 まず、貸付希望の申請番号１について説明をいたします。 議案資料のほうは１７ページから１８ページです。 申請番号１番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	（挙手） 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、借入希望について事務局から議案の説明をお願いします。 続いて、借入希望について説明をいたします。 本日の借入希望の審議件数は１件でございます。 申請番号１について説明いたします。 議案資料のほうが１９ページになります。 申請番号１番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、借入希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	（挙手） 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願い申し上げます。 （なし） ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いいたします。 次回の日程等についてお知らせをいたします。 今月の農地転用の現地調査は１１月２５日月曜日、午後１時半から、こちらの２－６会議室です。 また、１２月の定例農業委員会は１２月５日木曜日、午後１時半から、大会議室のほうとなります。
議 長	以上です。 以上をもちまして１１月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員